

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年10月31日 午前9時30分
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 野 崎 文 夫 委員 | 2番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 3番 小 川 弘 樹 委員 | 4番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 5番 田 邊 敦 子 委員 | 6番 三 師 満 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 小 林 茂 宏 委員 |
| 9番 坂 井 浩 行 委員 | 10番 原 田 勝 委員 |
| 11番 渡 邊 一 英 委員 | 12番 廣 川 哲 也 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 佐 藤 秀 樹 委員 |
| 16番 藤 田 吉 則 委員 | 17番 熊 倉 睦 委員 |
| 18番 田 邊 稔 委員 | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |

農業委員欠席委員 1名

15番 佐藤 一 富 委員

推進委員出席委員 17名

飯 塚 栄三千 委員	稲 田 守 委員
井 上 利 弥 委員	内 山 清 委員
内 山 敏 雄 委員	大 桃 伸 之 委員
刈 屋 一 夫 委員	蒲 澤 利 嗣 委員
蒲 澤 正 委員	北 澤 正 之 委員
栞 原 一 郎 委員	捧 幸 伸 委員
長谷川 淨 二 委員	原 田 孝 一 委員
吉 田 精 一 委員	吉 田 昇 委員
松 岡 博 一 委員	

推進委員欠席委員 1名

渡 邊 正 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	清 水 学
経営基盤係係長	早 川 実
経営基盤係主任	長谷川 義 隆
臨 時 職 員	渡 辺 真 那

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

10番、原田勝委員、19番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（野崎会長）

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思いますが、議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに基づ

き、皆様のご同意をいただいて、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野崎会長)

それでは、ご同意をいただきましたので、そのように進めていただきます。

議長 (野崎会長)

さっそく議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明を願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転にかかる案件につきまして、ご説明をいたします。

1ページをご覧ください。

今月の申請は1件で、面積2,972㎡であります。

なお、先ほど開催されました、農地銀行運営委員会で、あっせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

71番は白山新田地内の農地2筆2,972㎡を、あっせんによる売買により取得したものであります。

価格は10a当たり約〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定にかかる案件につきまして、ご説明をいたします。

30ページをご覧ください。

今月の申請は新規設定14件、面積7万4,479.44㎡、再設定65件、面積36万0,867.94㎡、合計では79件、面積43万5,347.38㎡であります。

それでは戻りまして、2ページの72番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間、及び10a当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

72番から4ページの80番までの9件は、相対で、それぞれ新規に、利用権設定をするものであります。

72番は江口地内の農地2筆5,933㎡。

73番は大面地内の農地1筆2,954㎡。

74番は井栗地内外の農地計3筆5,047㎡。

75番は金子新田地内の農地1筆3,539㎡。

76番は上保内地内の農地7筆3, 126㎡。

77番は吉野屋地内の農地3筆1, 464.84㎡。

78番は曲谷地内の農地2筆2, 345㎡。

4ページをお願いいたします。

79番は井栗地内の農地6筆4, 347.60㎡。

80番は井栗二丁目地内外の農地計2筆3, 636㎡。

以上9件は、相対で、新規に、それぞれ利用権設定をするものであります。

次の81番から6ページの85番までの5件は、「農地中間管理事業」に伴い、公益社団法人「新潟県農林公社」が、新規に10年間利用権を設定するものであります。

それでは、81番から順にご説明をいたします。

81番は上保内地内の農地14筆9, 927㎡。

82番は牛ヶ島地内外の農地計6筆5, 333㎡。

83番は柳川新田地内の農地7筆9, 723㎡。

6ページをお願いいたします。

84番は下保内地内外の農地計5筆8, 560㎡。

85番は飯田地内の農地7筆8, 544㎡。

以上5件は、新潟県農林公社が、新規に10年間、利用権設定をするものであります。

次の86番から30ページの150番までの65件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は佐藤会長代理の隣に着席を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、10月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長・佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定をへて、午前10時53分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定14件、再設定65件、合計件数80件、面積43万8,

319. 38㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が、利用権設定をする案件以外の75件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また、新潟県農林公社が利用権設定をする5件につきましても、いずれも、農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

なお、委員の質問など発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第1号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

32ページをご覧ください。

今月意見を求められている案件は、新規設定7件、面積4万2,087㎡であります。

31ページにお戻りにいただき、1番から順にご説明をいたします。

なお、「議第2号参考」といたしまして、本年8月16日現在の「借受希望者リスト」

を送付させていただいておりますが、議案31ページの2番の借受人ほか2名の方につきましては、8月16日現在の「借受希望者リスト」には掲載されておりませんが、今後予定しております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の令和元年12月27日までに掲載される予定となっております。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。

一番左側の番号欄の（ ）内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間、及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は上保内地内の農地4筆・3，241㎡。

2番は上保内地内の農地3筆・1，840㎡。

3番は上保内地内の農地7筆・4，846㎡。

4番は牛ヶ島地内外の農地計6筆・5，333㎡。

32ページをお願いいたします。

5番は柳川新田地内の農地7筆・9，723㎡。

6番は下保内地内外の農地計5筆・8，560㎡。

7番は飯田地内の農地7筆・8，544㎡。

以上、7件は、それぞれ記載の借り受け人に、新規に、貸し付けをしたいものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定7件、合計件数7件、面積4万2，087㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認められるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言ある方、ご発言を願います。

はい、熊倉委員。

17番（熊倉睦委員）

17番、熊倉です。

4番について少しお尋ねしたいのですが、4番の三柳の99番3だけが〇〇〇円になっています。

飛び地で、管理が難しいってことで、多分そうになっているかと思しますので、その辺を説明お願いいたします。

事務局（清水事務局長）

基本的にこれについては、今、熊倉委員がおっしゃられたとおりの状況だと思うのですが、賃借料につきましては、農協さんが滞在をして、農協さんが合間を取り持って決まったものが農林課の方へ出されて、農林課の方からは私どもの方へ意見を求められるということで、詳細までは、確認を取っておらないということですので、ご理解をよろしくお願いいたします。

17番（熊倉睦委員）

はい、わかりました。

議長（野崎会長）

よろしいでしょうか。

17番（熊倉睦委員）

はい、ありがとうございます。

議長（野崎会長）

他にございませんか。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第2号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、「農用地

の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認める。」ことで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

34ページをご覧ください。

今月の申請は、6件で、合計面積1万5,237㎡であります。

33ページにお戻りをお願いいたします。

33番は猪子場新田地内の農地2筆462㎡を、譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。

価格は10a当たり〇〇〇円であります。

34番は尾崎地内の農地3筆689㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

35番は笹岡地内の農地1筆76㎡を、譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

36番は北五百川地内の農地4筆5,147㎡を、譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

34ページをお願いいたします。

37番は矢田地内の農地9筆4,750㎡を、譲り渡し人が、経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

38番は中野原地内外の農地計5筆4,113㎡を譲り渡し人が、経営の若返りで設定をした使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの3件、使用貸借によるもの2件、合計件数6件、面積1万5,237㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言ある方、ご発言をお願いします。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第3号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

35ページをご覧ください。

今月の申請は、2件で、合計面積616㎡であります。

7番は大島地内の農地1筆366㎡を、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、大島下郷土地改良区西側100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8番は今井地内の農地1筆250㎡を、農機具格納庫1棟の用地として利用したいも

のでございます。

場所につきましては、蒲原大橋南詰交差点南東400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積616㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

ご発言のある方、ご発言をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

40ページをご覧ください。

今月の申請は15件で、合計面積2万2,777㎡であります。

36ページにお戻りをお願いいたします。

72番は、西四日町四丁目地内の農地1筆973㎡を、売買により取得し、集合住宅1棟及び駐車場18台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、三条ものづくり学校北東250m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

73番は平成30年1月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

塚野目地内外の農地計9筆1万2,037㎡を、売買により取得し、倉庫1棟、工場1棟、駐車場15台及び調整池、緑地の用地として利用したものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、金属工業団地入口西側150m付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。

なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

74番は、北野新田地内の農地1筆1,272㎡を賃貸借権の設定により、新潟県発注の一般国道403号三条北道路軟弱地盤対策工事に伴う現場事務所2棟及び駐車場20台の用地として、令和元年11月1日から令和2年9月30日まで、一時転用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、第四中学校北東400m付近で、農振農用地区域内の農地ですが、一般国道403号三条北道路軟弱地盤対策工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないものと判断されます。

75番は、西大崎一丁目地内の農地2筆225㎡を、売買により取得し、住宅1棟及び駐車場1台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、大崎学園西側500m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

76番は、西大崎三丁目地内の農地2筆203㎡を、使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、つくし保育園東側50m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

77番は、上保内地内の農地2筆251㎡を、売買により取得し、東側既存雑種地19.82㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、保内小学校西側20m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

78番は、上保内地内の農地1筆58㎡を、売買により取得し、雪捨て場等住宅敷地拡張の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、保内小学校西側20m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

38ページをお願いいたします。

79番は、上須頃地内の農地1筆76㎡を、売買により取得し、雪捨て場等住宅敷地拡張の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、須頃小学校北側500m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

80番は、上須頃地内の農地1筆33㎡を、売買により取得し、北側既存宅地22.50㎡と一体利用し、通路の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、須頃小学校北側500m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

81番は、荻島地内の農地1筆492㎡を、使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、景雲橋北詰交差点北東100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

82番は、今井地内の農地1筆430㎡を、使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、蒲原大橋南詰交差点北側400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

83番は、福島新田地内の農地1筆386㎡を、売買により取得し、貸駐車場10台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり〇〇〇円であります。

場所につきましては、三条市栄野球場南東400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

84番は、福島新田地内の農地1筆285㎡を、貸貸借権の設定により、駐車場10台の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、三条市役所栄庁舎西側150m付近で、300m以内に市役所がある農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

85番は、東光寺地内の農地1筆281㎡を、売買により取得し、駐車場6台及びプレハブ物置1棟の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、福多郵便局北東200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

40ページをお願いいたします。

86番は、平成30年1月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

猪子場新田地内の農地9筆5,775㎡を、賃貸借権の設定により、倉庫1棟、駐車場10台及び調整池、緑地の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点東側400m付近で、住宅、業務施設等が連担する区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数15件、面積2万2,777㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、73番及び86番を除き新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3番、小川でございます。

73番の件でございますけれども、大宮新田字赤田304番1に関しては、報告の第4号に出て来ますが、貸し手から中間管理機構を通して、借り手に貸し付けられている土地ですけれども、中間管理機構を通すことによって、10年間必ず借りなければならないといった制限はあるのでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

基本的には、10年間の貸し付けが基本になっておりますけれども、状況が変わったときには、解約の手続きが必要になる。

今回は、転用目的で解約をされたということで、ただ、足枷というものは基本的にはないというふうに聞いております。

ただ、その場合に、中間管理機構を通して貸し付けをして、要は、10a以下、全部農業を辞めますということで経営転換協力金をもらっていたりした場合は、その返還義務が生じるということで、そういったものも考慮されて解約の手続きをされたものと考えておりますし、1回、中間管理機構を通して借り受けたけれども、ちょっと遠くて出来ないというような場合、近くの人でやってくれる人を探して、この残った期間を借り受けるということもやっておりますので、必ずしも10年間の契約だから契約解除出来ませんということではないものというふうに承知をしているところでございます。

よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

3番（小川弘樹委員）

はい、ありがとうございます。

議長（野崎会長）

他にございませんでしょうか。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第5号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、73番及び86番を除く案件、合計13件については許可することとし、73番及び86番の案件については、新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『耕作放棄地にかかる農地法第2条第1項の農地の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『耕作放棄地にかかる農地法第2条第1項の農地の判断について』ご説明いたします。

41ページをご覧ください。

今月の案件は1件で、面積327㎡であります。

2番は、大沢地内の農地1筆327㎡について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものであります。

以上であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第6号『耕作放棄地にかかる農地法第2条第1項の農地の判断について』は、合計件数1件、面積327㎡で、書類審査及び現地確認結果など、詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

12番、廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

12番、廣川です。

この件についてですが、もう少し詳しくご説明をお願いします。

議長（野崎会長）

事務局

事務局（清水事務局長）

基本的に今回の申し出については、親の物件を相続して、住宅とそれに付随して山の裏側の方に畑があったものを相続で受けられたのですが、遠方に住んでおり、管理ができない、そういう状況の中で木が生え、物理的に農地に戻すことが出来ないということで、非農地として証明をいただきたいということで申し出があったものでございます。

なお、本件の土地については、農林課の方に確認したところ、農振地域の農用区域に該当する旨の説明がございまして、農振農用区域の中にある非農地については、今までの農振法であると、何か目的がないと農振の除外が出来ないということにされておりましたが、平成28年3月30日に農林水産省から通達が出まして、農業委員会が非農地として判断した土地については、そういった目的がなくても農振除外の手続きに入ることができるというふうにされたものでございまして、本件につきましても、農業委員会で、今日お認めいただければ、農林課の方へ非農地として判断した旨の通知を行って、農林課で農振除外の手続きに入るというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

12番、廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

12番、廣川です。

私が気にかけているのは、この土地が農地でなくなる、山林化したときに、周囲の耕作者等に迷惑が掛るか掛らないかという点で、周囲の移行を確認する等の手続きを踏まれているかどうかを少し確認したかったので、ご質問をさせていただきました。

以上です。

事務局（清水事務局長）

基本的に、農地転用にしてもそうですが、隣地耕作者の同意というのは、法定要件ではございません。とはいえ、今ほど廣川委員がおっしゃったように、周辺の農地に影響はないものというところについては、この申し出のあった際に、農林課職員と農業委員会の職員で現地に赴きまして、隣の農地についての影響はないものというふうに確認をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

12番、廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

今後とも、そのような手続きを踏んで、丁寧に対応していただければと思います。
以上です。

議長（野崎会長）

事務局

事務局（清水事務局長）

今ほどおっしゃられたとおり、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

他にございませんか。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お謀りをいたします。

議第6号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは異議ないものと認めます。

第3調査部会長は自席へお戻り願います。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただ今、議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告』について農政対策部会長より報告をお願いいたします。

農政対策部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

10番、原田勝委員。

10番（原田勝委員）

農政対策部会の報告をいたします。

部会といたしましては、10月21日の午後1時30分より厚生福祉会館第2集会室にて、委員11名ほか野崎会長、佐藤会長代理に出席を得まして開催いたしました。

議題につきましては、9月30日開催の総会で付託を受けました、「令和2年度三条市農林関係者の要望について」でございます。

審議の結果、報第2号『農政対策部会の結果報告について』のとおりとし、市長に要望することといたしました。

なお、要望事項は昨年度と同じく10項目といたしました。

それでは、2ページ以降の要望事項について、昨年度との主な変更点について、説明いたします。

まず、2ページの1「地域農業の活性化対策について」をご覧ください。

(1)「人・農地プラン」についてですが、今年度の法律改正に伴い、平成26年度に作成された「人・農地プラン」が、地域での話し合いを行い、将来方針を作成するといったプランの実質化に取り組むこととなったため、そのための推進体制の構築に必要な支援に対し、国や県に要望する内容に改めました。

続いて、3ページの(4)「多様な農業の振興について」ですが、条件の悪い農地を活かした特産品の開発に関して、土壌改良などの各種支援策を受け、地域に合った作物で所得が得られるような支援に対する交付要件の緩和等について国・県に要望する内容を追加いたしました。

続いて、4ページの3「農林土木施設の整備について」の(1)については、農道・水路など、環境整備に対する農林土木事業の拡充のほか、県が管理する河川の整備についても、要望事項として追加いたしました。

続いて、(2)は、農地中間管理機構が借り入れている農地の基盤整備事業について、予算が確実に設置され、事業の推進が図れるように、国・県に要望する内容に改めました。

続きまして、5ページの5「米政策の着実な推進について」は、(1)に農業者が関

係団体と一体となって、米政策の推進が図られるように、営農指導体制の充実など、内容を一部改めました。

6ページの7「果樹栽培農家に対する助成措置について」は、被害の発生状況が拡大から、減少傾向にあるため、被害の拡大防止に対する支援策を講じる要望に改めました。

8「有害鳥獣駆除対策について」は、駆除・捕獲後の処分に対する支援等について、内容を追加いたしました。

以上、昨年度との主な変更点について、ご説明させていただきました。

なお、関係施策の要望につきましては、来る11月18日(月)午後1時30分から会長、会長代理、農政対策部会の正副部長で市長に面会して、提出する予定となっております。

以上、報告を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは報告中のご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

3番、小川委員。

3番(小川弘樹委員)

3番、小川でございます。

2ページの「人・農地プラン」についてですけれども、「人・農地プラン」を具体的に進めるにあたり、実質化に向けた推進体制の構築に必要な支援等の支援とは、具体的にどのようなことを想定していらっしゃるのでしょうか。

議長(野崎会長)

事務局。

事務局(清水事務局長)

基本的に「人・農地プラン」の実質化に向けて、支援については、国の方では、コーディネーター、要は専門家の派遣というのを考えているのですが、一市町村5回程度というふうに聞いているところでございまして、三条市の「人・農地プラン」につきましては、20プランあるというふうに聞いておりました、少なくとも全部が実質化するという事ではないと思いますが、実質化に向けては、これから農林課の方で、各地区にアンケートを取って、その状況によって、まず実質化がすぐに来そうなところ、そういったところについて、説明に入っていくということになると思いますけれども、そういった際のコーディネーター役を、今回の法律改正の中では、農業委員さん、推進委員さんが地元をよく分かるということで、それを担って欲しいということなのですが、そのためには、

やはりやったことのない人たちがなかなかすぐには出来ないということで、そういったコーディネーターを派遣してくださるけれども、回数が少ないのではないか、そういったものも含めての支援体制、要は農業委員会として「人・農地プラン」の実質化に向けてやっていく時に、支援体制の構築を上部機関に対して要望して欲しいということに記載させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

よろしいでしょうか。

3番（小川弘樹委員）

結局、この文書でその内容が伝わるということでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

それは、今ほど原田部会長が11月18日に市長に面会をして提出する際にも、会長、会長代理それから、農政対策部会の正副部会長さんからもそういった話で市長に伝えていただくようにしてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

3番（小川弘樹委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

他にございませんか。

5番、田邊委員。

5番（田邊敦子委員）

5番田邊です。

8番の有害鳥獣駆除対策のことで少し疑問がありまして、捕獲後の処分のことで、今まで市の職員とか農業委員の方々でやっていて、一層の協力体制ということで、何か組み立て変わったことがあるのでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

これまで鳥獣の駆除の対策については、基本的に実施隊というものがございまして、その実施隊員30人で実施隊というものを市の方から委嘱をさせていただいてやっておるところでございますが、熊とかが出た際に、実施隊の皆さんだけではなかなか難しく、地域の皆さんからもご協力をいただいているところございまして、駆除・捕獲後の処分というのに、地域の方からも協力をいただいているので、一層の協力体制や支援に努めていただきたい、そういった実施隊だけではなくて、地域の方からも協力いただけるように、市の方から鳥獣対策協議会の方にも、そういったことで、お願いをして欲しいということで、追加をさせていただいてところございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

田邊委員、よろしいですか。

5番（田邊敦子委員）

はい。

議長（野崎会長）

他にございませんでしょうか。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席にお戻りください。どうもご苦労様でした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

16番、藤田委員。

16番（藤田吉則委員）

16番、藤田です。

報第6号で、作付変更届を見ていると、すごく面積が大きいところがありますが、工事が何か関係していると思われませんが、実際、工事などが関係しているか、聞きたいと思いますが。

議長（野崎会長）

事務局

事務局（清水事務局長）

今ほど藤田委員からご質問があったとおりで、実は信濃川の河道掘削工事に伴って、河道掘削した土で、下須頃の方については、基本的に畑として使ってはいますが、痩せているところもあるので、河道掘削した土なので、かなりいい土が出るということで、そちらの方へ入れて欲しいということで、国交省の方をお願いをして、土をいただいたというふうに聞いております。

それから栗林・石上三丁目についても同様に、信濃川の河道掘削で出た土をいただいて、客土したり、それから作付変更として、田んぼから畑にしたりということで、届出があったところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

16番、藤田委員よろしいでしょうか。

16番（藤田吉則委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

他にございませんでしょうか。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。

11月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。

関係委員は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

なお来月の総会は、29日午前9時30分より開会を予定しておりますのでよろしく
お願いいたします。

議長（野崎会長）

それでは、長時間にわたってご審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時35分閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（10番）

議事録署名委員（19番）
